第１６６回　岡山市第二農業委員会総会議事録

１　招集の日時　　令和６年１２月１３日（金）午前１０時００分

２　開会の日時　　令和６年１２月１３日（金）午前　９時５１分

３　閉会の日時　　令和６年１２月１３日（金）午前１０時４２分

４　会議の場所　　岡山市東区西大寺南一丁目２番４号　岡山市東区役所３階　多目的ホール

５　出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席　６　名　　欠席　４　名

	氏　　名	出欠の別		氏　　名	出欠の別
会長（１）	浮田　孝允	欠	５	岡本　岩男	出
職務代理者（７）	岸本　博	出	６	奥田　哲也	欠
２	大森　美也子	出	８	串田　修	出
３	大森　勇二	出	９	今東　徳雄	欠
４	岡本　五樹	出	１０	雪本　泰嗣	欠

６　農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員　　中区協議会長　　原　始禧

東区協議会長　　岡﨑　章二

事務局　担当局長　吉澤　史郎　　参事　今村　正樹

農地担当課長　竹田　了久　　主幹　佐藤　孝司

担当課長補佐　逢坂　篤之　　主査　浦上　和彦

担当係長　藤村　博之　　主事　森上　諒佑

７　傍聴者　０　名

８　議　題

第１号議案　　農地関係申請等について

申 請 等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請について

（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請について

（３）転用事業計画変更承認申請について

（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について

別　　紙（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見について（令和６年８月締分）

報　　告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届について

（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届について

（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について

（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届について

（５）農地改良届について

第２号議案　　農政関係等について

（１）農政関係等について

（２）その他

９　議事録署名委員の氏名

２番　大森　美也子　　　　　８番　串田　修

１０　議事の内容

議　　長　　**みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第１６６回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は　４　名です。**

本日の議事録署名委員を指名します。

２番　大森　美也子　委員、８番　串田　修　委員　にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

浦上主査　　議案の訂正 及び 資料の訂正があります。

まず、議案の訂正ですが、「第１６６回　岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第１号議案　申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請について、１ページ東区９番の譲受人職業、「自営業」を「会社員」に訂正してください。

次に、資料の訂正ですが、本日、中区、東区で各１枚ずつお配りしています。

中区については、申請等（１）４番の申請書の「１．申請当事者の住所等」の使用借人の年齢に記入誤りがあり、「８１歳」となっていますが、正しくは「５５歳」です。また、「５．（２）譲受人及び世帯員等（構成員）の農作業従事状況」の農作業従事日数に記入誤りがあり、「３００日」となっていますが、正しくは「１５０日」です。

東区については、同じく申請等（１）９番の営農計画書の１、２ページ目に該当箇所があり、１ページ目の「１．事業計画」の「取得目的」と「技術の習得・経営方針」の記入内容に訂正 及び 追記があります。同じく１ページ目の「２．申請地の作付計画」の各作付作物の「１０アール当りの見込み収量」欄の記入内容に訂正があります。２ページ目の「５．農業機械・施設の状況及び計画」の「耕運機」欄の記入内容に訂正があります。ご確認いただき、委員さんのほうでも訂正 及び 差し替えをお願いします。以上です。

議　　長　　**それでは、申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。**

森上主事　　１ページ１番、増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約１．２アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

２番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、申請地を３年前から、

所有者である伯父の代わりに耕作しており、この度、正規に所有権を取得するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

３番、５番は、譲受人が同一のため同時に説明します。

３番は増反による所有権移転で、５番は増反による３年間の使用貸借権設定です。受人は現在、約５７アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

４番、増反による３年間の使用貸借権設定です。受人は現在、約１５アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議　　長　**中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告お願いします。**

原　推進委　　員　１番から５番までの５件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　**中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全　　員　ありません。

議　　長　**次に、事務局から東区の説明をお願いします。**

浦上主査　１ページ６番、７番は、同時申請のため、併せて説明します。交換による所有権移転です

６番、受人は現在、約１．５ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

７番、受人は現在、約８．１ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

８番、増反による所有権移転です。受人は現在、約４６アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

９番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、２年前から足守地区で母の知人に畑を借りて野菜を栽培してきましたが、現在の自宅から通作不便であるため、新たな農地を探していたところ、今回、宅地とともに農地を譲渡してもよいという話がありました。許可後は、現在、田として利用されている申請地を畑として農地改良し、令和７年６月から申請地に隣接した宅地を拠点に、知人に指導を受け、母にも手伝ってもらいながら、とうもろこし、ピーマンなどを栽培し、収穫物は自家消費をする予定です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たして

いると考えます。

２ページ１０番、借入地の取得 及び 増反による所有権移転です。受人は現在、約１１ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１１番、増反による所有権移転です。受人は現在、約１５アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１２番、増反による所有権移転です。受人は現在、２６㎡（平米）耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１３番、いとこ間の経営移譲による所有権移転です。受人は現在、約９アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

１４番、増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約６３アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１５番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、自宅近隣の農業経験者（けいけんしゃ）である知人の指導を受けながら、自宅に隣接する農地を取得して、トマト、白菜などを栽培し、収穫物は自家消費をする予定です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

１６番、増反による所有権移転です。受人は現在、約８０アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１７番、増反による所有権移転です。受人は現在、約３．４ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議　　長　　**東区協議会の協議の模様を岡﨑協議会長さん、ご報告お願いします。**

岡崎推進委員　６番から１７番までの１２件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　**東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全　　員　ありません。

議　　長　**それでは、申請等（１）は、１番から１７番までの１７件を許可と決定してよろしいか。**

全　　員　よろしい。

議　　長　**それでは、そのように決定します。**

次に、申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事　４ページ１番、令和６年１０月２５日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。現在一時転用中の案件です。

受人は中区倉富で運送業を営む法人ですが、トラック駐車場、来客駐車場 及び 従業員駐車場が不足したため、令和４年３月１８日付で、農地法第５条一時転用許可を受けています。現在まで露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区今在家の借家に家族４人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる父 及び 祖母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、令和６年１０月２５日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区倉益で建設業を営む法人ですが、業務量が増加し、資材置場の増設が必要になったため、現在利用している露天資材置場 及び 露天駐車場に隣接する申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番、申請地は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転

用目的は診療所で所有権を移転します。

受人は、市内の病院に勤務する医師ですが、独立開業を考えるにあたり、患者からの開業要望が多い中区で、皮膚科が少なく、学校の近くでアレルギーに悩む児童や学生を診ることのできる申請地を取得し、診療所として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

５番、申請地は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は薬局で賃借権を設定します。

受人は北区で薬局を経営する法人ですが、顧客から中区への出店希望がある中で、４番の診療所と連携しながら経営することのできる申請地を賃借し、薬局として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

６番から８番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和６年１０月２５日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

６番、受人は現在、北区大安寺中町の借家に家族４人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、お互いに助け合いながら生活でき、妻の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

７番、受人は現在、北区東古松南町の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

８番、受人は現在、香川県直島町の持ち家に家族３人で居住していますが、結婚を機に転勤することになったため、婚約者の勤務先に近く、家事、仕事、育児の共立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は、両親が居住し続けます。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

９番、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、北区青江一丁目の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、仕事、家事、育児の共立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議　　長　　**中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告お願いします。**

原　推進委　員　　１番から９番までの９件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　　**中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全　　員　　ありません。

議　　長　　**次に、事務局から東区の説明をお願いします。**

浦上主査　　５ページ１０番、令和６年１０月２５日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区海吉の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、実家に隣接し、高齢の両親の面倒を看やすく、実家の農業を手伝いしやすい母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

１１番、申請地は農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、南区福島一丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、将来、子育てや両親の介護などでお互いに助けあって生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

１２番、令和６年１０月２５日付けで農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がりが１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区西大寺中野本町の借家に、母と姉１人の３人で居住していますが、建物の老朽化に伴い日常生活に不便を感じ、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、兄所有の農地にも近く将来の営農に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

１種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、兄所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

１３番、１４番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれもＪＲ瀬戸駅から半径３００メートル以内の３種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

　１３番、受人夫婦は現在、東区中尾の借家に居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、現居住地にも近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

　１４番、受人（義理の息子）は現在、広島県三次市の借家に家族３人で居住していますが、岡山市東区瀬戸町下への転勤が決まり、勤務先周辺での住宅建築を計画し、今回、申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

　また、受人（義理の父）は現在、東区鉄（くろがね）の持ち家に夫婦で居住していますが、高齢化に伴い、受人（義理の息子）の家族と同居することを決め、申請地に受人（義理の息子）と共同で自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、持ち家は、新居完成後に売却予定です。

　農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議　　長　　**東区協議会の協議の模様を岡﨑協議会長さん，ご報告お願いします。**

岡﨑推進委員　　１０番から１４番までの５件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　　**東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全　　員　　ありません。

議　　長　　**それでは、申請等（２）は、１番から１４番までの１４件を許可と決定してよろしいか。**

全　　員　　よろしい。

議　　長　　**それでは、そのように決定します。**

**　次に、申請等（３）転用事業計画変更承認申請について審議します。事務局から中区の説明をお願いします。**

森上主事　　６ページ１番、令和６年１０月２４日付で農地法第５条転用許可済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

　当初計画では、夫が単独で許可を受けていましたが、住宅ローンの審査において妻が連帯債務者となり、それに伴って妻も持分を持つよう銀行から指示があったため、妻と連名になるように変更するものです。

　申請人以外の変更はなく、許可基準上問題ないと考えます。以上です。

議　　長　　**中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告お願いします。**

原　推進委員　　１番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　　**中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全　　員　　ありません。

議　　長　　**次に、事務局から東区の説明をお願いします。**

浦上主査　　２番、令和６年２月２１日付で農地法第５条転用許可済みの案件で、転用目的は

自己専用住宅で所有権を移転します。

当初計画者は、岡山県外に長期転勤することとなり、住宅の新築を断念しました。

承継者夫婦は現在、中区高島新屋敷の借家に居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議　　長　**東区協議会の協議の模様を岡﨑協議会長さん、ご報告お願いします。**

岡﨑推進委員　２番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議　　長　**東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。**

全　　員　ありません。

議　　長　**それでは、申請等（３）は、１番、２番の２件を承認と決定してよろしいか。**

全　　員　よろしい。

議　　長　**それでは、そのように決定します。**

次に、申請等（４）岡山市農用地利用集積（しゅうせき）計画の決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。

浦上主査　申請等（４）（所有権の移転）については、東区分で７ページ１番から３番までの３件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議　　長　**ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。**

全　　員　ありません。

議　　長　**それでは、申請等（４）岡山市農用地利用集積（しゅうせき）計画の決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。**

次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

森上主事　申請等（５）については、８ページ１番から１１ページ１２番までの１２件で、権利取得の事由は、共有者の持分放棄が１件、相続が１１件、権利の種類は、所有権が１１件、賃借権が１件で、内容はご覧のとおりです。１０番については、あっせん等の希望があるため、内容を確認のうえ、担当の委員さんと協議します。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議　　長　**ただいまの説明について、何かご意見がありますか。**

全　　員　ありません。

議　　長　　それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、１番から１２番までの１２件を受理と決定します。

　次に、別紙の申請等（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

森上主事　　別紙第１号議案　申請等（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見について説明します。令和６年８月とりまとめ分で、内容についてはご覧のとおりです。委員さんからご意見をいただき、現地確認や農林水産課と協議を行った結果、すべての案件について変更計画案がまとまり、農林水産課から最終の意見照会がありました。各地区協議会でご審議いただいた結果、変更計画案は適当であるとの意見となっています。以上です。

議　　長　　ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　ありません。

議　　長　　それでは、申請等（６）については、原案は適当であるとの意見でよろしいですか。

全　　員　　よろしい。

議　　長　　それではそのように決定します。

　次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査　　報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１２ページ１番の１件で、転用目的は露天駐車場で、専決日は備考欄のとおりです。

　報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１３ページ１番、２番の２件で、転用目的はいずれも自己住宅で、専決日は備考欄のとおりです。

　報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１４ページ１番から４番までの４件です。解約理由は、耕作目的が３件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

　報告（４）農地法施行規則第２９条該当転用届については、１５ページ１番から４番までの４件で、内容は、農業用倉庫２件、農業用排水路１件、農業用通路１件です。

　報告（５）農地改良届については、１６ページ１番から３番までの３件で、内容は、普通野菜畑１件、果樹園１件、育苗圃（イチゴ苗）１件です。以上です。

議　　長　　これらの報告について、ご質問はありませんか。

全　　員　　ありません。

議　　長　　何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地関係申請等は終了します。

　続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　第２号議案について資料に従い説明　…　今村参事

議　　長　　第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全　　員　　ありません。

議　　長　　以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全　　員　　ありません。

議　　長　　それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会　午前１０時４２分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議　　長

署名委員

署名委員